

駒澤大学経済学部同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、駒澤大学経済学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、駒澤大学経済学部並びに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員の集会及び会報の発行
- (2) 駒澤大学同窓会から委託された事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員及び特別会員をもって組織する。

(1) 正会員は、駒澤大学経済学部・前身の商経学部を卒業した者及び大学院の経済学・商学研究科を修了した者、並びにそれぞれに在学した者

(2) 特別会員は、駒澤大学教職員、又は本会の趣旨に賛同し、特に功労のあった者で、役員会の推薦により総会の承認を得た者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 若干名
- (4) 監査 若干名

(事務局)

第6条 本会の事務局は、駒澤大学内に置く。

2 本会の事務局の詳細は、別に定める「経済学部同窓会事務局内規」による。

(幹事)

第7条 幹事は、本会の事務局構成員として必要人数置くものとする。

詳細は、別に定める「経済学部同窓会事務局内規」による。

(役員を選出と任期)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。ただし、その任期はそれぞれ3年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長・副会長は、役員会または幹事の推薦により定期総会において選出する。
- (2) 代表幹事は、別に定める「経済学部同窓会事務局内規」に基づき選出し、定期総会において承認を得るものとする。
- (3) 監査は、会員内より会員10名以上の推薦により役員会の議を経て定期総会において承認を

得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、総会及び役員会を招集する。会長は、役員会の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代わって行う。

(3) 代表幹事は、別に定める「経済学部同窓会事務局内規」に基づき幹事を代表する。

(4) 監査は、本会の会計及び財産の監査を行い、本会の会務を監査することができる。

(役員会の構成)

第10条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、必要に応じ招集する。

(役員会の業務)

第11条 役員会は、次の事項を審議決定し、その業務を遂行する。

ただし役員会は、構成員の委任状を含む過半数の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の賛否をもって決する。

その経過は、定期総会に報告し承認を得なければならない。

(1) 役員を選出に関する事項

(2) 会則の変更に関する事項

(3) 本会の集会及び支部の設置に関する事項

(4) 会報発行に関する事項

(5) 特別会員の推薦に関する事項

(6) 名誉会長、相談役の委嘱に関する事項

(7) 予算・決算その他の会計に関する事項

(8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(総会)

第12条 定期総会は、3年に1回開催し、11月に会長がそれを招集する。臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、これを開催することができる。

2 総会は、会員をもって構成し、総会の議事は、出席者の過半数以上の賛否をもって決する。

3 定期総会においては、次の事項を報告し、承認を得なければならない。

(1) 前期3年間の事業報告に関する事項

(2) 前期3年間の収支報告に関する事項

(3) 次期3年間の事業計画に関する事項

(4) 次期3年間の予算に関する事項

(5) 役員を選任及び解任に関する事項

(6) 会則の変更に関する事項

(7) その他、総会において必要と認めた事項

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、10 月 1 日に始まり、翌年の 9 月 30 日に終わる。

(会費)

第 14 条 本会の経理は、会員の会費及び寄付金その他をもってこれに充てる。

2 本会会員は、会費を負担する。

3 会費は年額、2000 円とする。

(名誉会長)

第 15 条 本会に、名誉会長をおくことができる。

2 名誉会長は、役員会の議をへて、会長がこれを委嘱する。

(相談役)

第 16 条 本会に、相談役をおくことができる。

2 相談役は、役員会の議をへて、会長がこれを委嘱する。

(支部)

第 17 条 本会に、支部をおくことができる。

2 支部の設立運営については、細則をもって別に定める。

(役員失格)

第 18 条 役員が心身の故障により、職務の遂行に堪えないとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、役員会の決議によりその地位を取り消すことができる。

(委任)

第 19 条 本会則に特段の定めなき事項については、役員会の議を経てこれを決するものとする。

(附則)

(1) この会則の試行に伴い、前身の経済学部同窓会会則は、廃止する。

(2) この会則は、平成 5 年 11 月 20 日から施行する。

(3) この会則は、平成 23 年 11 月 5 日から施行する。

経済学部同窓会事務局内規

(目的)

第 1 条 この内規は、「駒澤大学経済学部同窓会 会則」の第 6 条、第 6 条 2、第 7 条、第 8 条 (2)、第 9 条 (3) に基づき本会事業計画の骨子作成や円滑な運営をはかるため必要な事項を定める。

(幹事の選出と任期)

第 2 条 幹事は、会員の申し出又は会員の推薦により、役員会を経て定期総会において選出する。その任期は 3 年とし、再任を妨げない。

(機関)

第 3 条 この会の業務を遂行する機関として、総務部会、催事部会、広報部会、財務部会、組織部会、その他必要に応じて各部会を設置し、幹事がそれぞれの業務を分担する。

2 各部会に部会長 1 名、副部会長若干名を置く。

3 部会長・副部会長は、各部会幹事のうちから互選する。

4 部会長は、分担業務を統括し、各部会間の連絡調整を行い、その執行状況を役員会で報告する。

5 総務部会長は、各部会間の連絡調整のため必要に応じて連絡調整会議を招集することができる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(代表幹事)

第 4 条 代表幹事は各部会長及び各部会副部長をもってこれにあてる。

第 5 条 各部会の役割分担は、次のとおりとする。

<総務部会>

(1) 同窓会事務局の協力を得て会員の名簿を整備する。

(2) 会員その他の連絡郵送用に必要な宛名シールなどの準備。

(3) 各種会合の事前に出欠を確認し、報告並びに必要な措置を講ずる。

(4) 総会当日の出欠を確認し、報告する。

(5) 総会后、名簿を整理し、会費納入者に総会などの報告書を発送する。

(6) 各部会の全幹事と協力し、年度別組織網の確立をはかる。

(7) その他。

<催事部会>

(1) 総会、各種イベント企画・準備・進行の一切を行う。

(2) 役員・幹事・年度別組織等を通じて出席者の確保に努める。

(3) 総会当日の本部を統括する。

(4) その他。

<広報部会>

(1) 大学当局、同窓会事務局、教員、本会の役員・幹事、その他の関係者への連絡・折衝にあたる。

- (2) 総会用資料、プログラム等の文書を作成する。
- (3) 総会、役員会、各部会、その他関係先への連絡文書を作成する。
- (4) 各種会合、イベントなどの記録（写真・ビデオ・議事録等）を総ての会合に参加し、統一的様式により作成する。
- (5) その他。

<財務部会>

- (1) 本会の会費徴収方法を作成実施し、資金計画・資金対策を行う。
- (2) 総会などの参加者数を予測し、総会などの運営に必要な収支計画を立て懇親会費等の設定をする。
- (3) 総会当日の出納を行う。
- (4) 会計処理、会計報告を行う。
- (5) 各年度収支計画を作成する。
- (6) その他。

<組織部会>

- (1) 会則の変更案を作成する。
- (2) 本会を確立するための組織網の試案を作成する。
- (3) 活動・事業のあり方について検討する。
- (4) その他。

(附則)

この内規は、平成 5 年 11 月 20 日から施行する。

この内規は、平成 23 年 11 月 5 日から施行する。